

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 1 日

小諸市長 小 泉 俊 博

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
川辺地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 29 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体
個人 2 3 経営体
法人 2 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手が不足している
- 5 農地中間管理機構の活用方針
原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
 - ・耕作放棄地を解消し、そば・りんご・ワイン用ぶどう等の栽培を推進する。
 - ・直売所を核とした地産地消を推進する。
 - ・長野県農業大学校、市、農業団体等と連携し、新規就農者の圃場や住居を確保し支援する。
 - ・集落営農の受け皿となる組織を設立し、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図るとともに農作業を受託する。

以上